

国空航第579号
国空機第371号
令和元年6月28日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下防止について

平成31年4月17日、東京都荒川区上空を飛行中の小型飛行機からカメラレンズが落下する事案が発生しました。当該機の運航者によれば、飛行中に同乗者が後部座席から斜写真窓を開放し写真撮影をしていた際に、予備のカメラレンズを当該斜写真窓から誤って落下させたとのことです。また、当該斜写真窓に係る飛行規程には、機長は飛行前に使用方法を説明することが求められていました。当該飛行前には同乗者に対し、斜写真窓開放時は使用していない道具類等を鞄の中に収納するなどの落下防止措置を取るよう注意喚起は行っていなかったとのことです。

また、過去には、回転翼航空機が空撮のため飛行中、垂直写真孔解放時には使用が禁止されている荷物室にヘッドセットが入れられていたことに気付かず、垂直写真孔から当該ヘッドセットを落下させた事案も発生しています。

これらの事案においては幸いにして地上の人及び物件の被害に関する報告はありませんが、機内持込み品に限らず、運航中の航空機からの落下物は重大な被害を生じかねない事案であるとともに、航空安全に対する信頼を失墜させかねないものです。

つきましては、貴団体等におかれましても、傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、運航中の航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下が及ぼす危険性を改めて周知徹底するとともに、下記のとおり航空機からの落下物防止対策等の確実な実施の徹底をお願いいたします。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起するようお願いいたします。

記

1. 機体持込み品の落下防止について

本事案の事例周知をし、飛行中に斜写真窓など機体の一部を開放する場合には、機長は、飛行前に同乗者に対し機内持込み品を固定や収納するなど落下防止のために必要な措置が確実にとられるよう注意喚起するとともに、飛行中も当該措置が実施されるよう監督すること。

2. 航空機からの落下物防止対策について

航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下防止を図るため、以下を含む必要な措置が取られるよう改めて徹底すること。

- (1) 航空機の部品等の脱落を確実に防止するため、点検・整備及び機長による出発前確認を適確に実施すること
- (2) 機長は飛行規程等に規定された手順等を遵守すること

3. 航空機からの落下物事案発生時の報告について

万一、航空機から機内持込み品や航空機部品等を落下させた場合又はそのおそれがあると考えられる場合には、最寄りの空港事務所等に速やかに報告願います。

以上